

○ 特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準を定める件(平成二十二年金融庁告示第百二一十八号)

改 正 案	現 行
(控除すべき固定資産等)	(控除すべき固定資産等)

第六条 自己資本から控除すべき固定資産等は、連結貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 流動資産のうち、次に掲げるもの

イ 預託金（顧客分別金信託、顧客区分管理信託、当初証拠金
（府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する当初証
拠金をいい、同号ニの規定による信託の設定又はこれに類す
る方法により管理されるものに限る。以下この号、第十九条
第一項第三号（注6）及び（注10）において同じ。）及び府
令第二百二十三条第十一項第五号に掲げる取引に係る外国にお
ける当初証拠金に相当するもの、前条第一項第七号ロに掲げ
るものに係るもの並びに商品先物取引法施行規則（平成十七
年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八条第一項第二
号の規定によるものを除く。）

ロ ホ (略)
四 (六) (略)
四 (六) (略)

改 正 案

第六条 自己資本から控除すべき固定資産等は、連結貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 流動資産のうち、次に掲げるもの

イ 預託金（顧客分別金信託、顧客区分管理信託、前条第一項
第七号ロに掲げるものに係るもの及び商品先物取引法施行規
則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八
条第一項第二号の規定によるものを除く。）

ロ ホ (略)

2 (7)
四 (六) (略)
四 (六) (略)

8 第五項の有価証券等に係る市場リスク相当額は、当該有価証券等の時価額に、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額とする。

区分	率
株券等	十六パーセント
(略)	(略)

(取引先リスク相当額の算出)

第十九条 取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、第十八条の二の規定により、証券化証券等が自己資本控除とされる場合の取引先リスク相当額は零とする。

一・二 (略)

三 次の表に掲げる資産等の区分に応じ、同表に定める与信相当額

預金 短期貸付金 未収入金	資産等 (略)	与信相当額
帳簿価額	(略)	

8 第五項の有価証券等に係る市場リスク相当額は、当該有価証券等の時価額に、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額とする。

区分	率
株券等	第九条第五項の表に定める率
(略)	(略)

(取引先リスク相当額の算出)

第十九条 取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、第十八条の二の規定により、証券化証券等が自己資本控除とされる場合の取引先リスク相当額は零とする。

一・二 (略)

三 次の表に掲げる資産等の区分に応じ、同表に定める与信相当額

預金 短期貸付金 未収入金	資産等 (略)	与信相当額
帳簿価額	(略)	

		未収収益 顧客への立替金 短期差入保証金 賃貸用物品
(略)	(略)	

(注1)～(注5) (略)
 (注6) 短期差入保証金（取引相手方に短期で差し入れた担保金その他の資産をいう。（注7）において同じ。）からは、金融商品取引所、金融商品取引清算機関、証券金融会社（法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。）、商品取引所（商品先物取引法第二条第四項に規定する商品取引所及び二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。）、商品取引清算機関に差し入れるもの、非清算店頭デリバティブ取引（府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいい、同条第七項の規定により同項第二号イからホまでに掲げる一又は複数の取引が含まれるものと含む。）に係る当初証拠金及び同条第十一項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの並びに信用取引差入保証金を除くことができる。

		未収収益 顧客への立替金 短期差入保証金 賃貸用物品
(略)	(略)	

(注1)～(注5) (略)
 (注6) 短期差入保証金（取引相手方に短期で差し入れた担保金その他の資産をいう。（注7）において同じ。）からは、金融商品取引所、金融商品取引清算機関、証券金融会社（法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。）、商品取引所（商品先物取引法第二条第四項に規定する商品取引所及び二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。）、商品取引清算機関に差し入れるもの、非清算店頭デリバティブ取引（府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいい、同条第七項の規定により同項第二号イからホまでに掲げる一又は複数の取引が含まれるものと含む。）に係る当初証拠金及び同条第十一項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの並びに信用取引差入保証金を除くことができる。

(注7)・(注9) (略)

(注10) 上記資産等からは、法第四十三条の二第二項の規定によ
る信託、当初証拠金並びに府令第百二十三条第十一項第五号
に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの
、府令第百四十三条第一項第一号又は第二号口及び第百四十
五条第一項第四号に規定する信託並びに商品先物取引
規則第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三の規定によ
るものに係るものを除くことができる。

2
9
(略)

(注7)・(注9) (略)

(注10) 上記資産等からは、法第四十三条の二第二項の規定によ
る信託、府令第百四十三条第一項第一号又は第二号口及び第
百四十五条第一項第四号に規定する信託並びに商品先物取引
規則第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三の規
定によるものに係るものを除くことができる。

2
9
(略)